

第 153号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成23年 9月 7日、異議申立人は名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、健康福祉局障害福祉部精神保健福祉センターが保有する次に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求を行った。

- (1) 発達障害（者）の定義が記載されている文書
- (2) 学習障害（者）の定義が記載されている文書
- (3) 知的障害（者）の定義が記載されている文書
- (4) 平成22年度及び平成23年度の名古屋市精神医療審査会（以下「精神医療審査会」という。）で配布された文書及び議事録

2 同年10月19日、実施機関は、上記の公開請求に対して、本件請求文書（1）から（3）までについては、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として非公開決定を行い、また、本件請求文書（4）については、精神医療審査会における平成22年度及び平成23年度の全体会議の配布資料（以下「本件配布資料①」という。）及び議事録並びに合議体の配布資料（以下「本件配布資料②」という。）及び議事録（以下「合議体議事録」という。）を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

ア 本件配布資料①のうち、精神医療審査会の委員（以下「本件委員」という。）の氏名及び所属は、患者等からの圧力や干渉等を受け、本件委員の私生活が公務員として受忍すべき限度を超えて脅かされるおそれがあるため。

イ 本件配布資料②は、個人の病歴や健康状態等、通常他人に知られたいと認められる情報であるため。

ウ 合議体議事録のうち、患者（以下「本件患者」という。）の氏名及び

審査結果の理由（以下「審査理由」という。）は、個人の病歴や健康状態等、通常他人に知られたくないと認められる情報であるため。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当

本件配布資料①のうち、本件委員の氏名及び所属を公開すると、上記(1) アで述べたような事態を回避するため、委員の就任を辞退されることが予想され、事務の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(3) 条例第 7 条第 1 項第 7 号に該当

本件配布資料②は、法定受託事務の処理に係る情報であり、国から公開してはならない旨の指示があるため。

3 同年12月16日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

条例第 7 条第 1 項第 1 号、第 5 号及び第 7 号に該当しない。精神障害者に対する誤った認識は非公開の理由にならない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 精神医療審査会は、患者の意思によらない入院や行動制限の必要性という患者の人権保護に直接つながる極めて重い内容を審査しており、その審査結果は患者等が望まない結果となることも少なくない。強制入院等という事案の特異な性質上、望まない審査結果に対して患者等が抱く不満の強さは察して余りあるものがあり、それは当該審査を行った本件委員に対する圧力や干渉等につながるおそれがある。

このような精神医療審査会の審査内容の特異性から、情報公開のあり方について、精神医療審査会と本市の他の合議制機関とを同列に論ずることは適当ではない。精神医療審査会の事務の公正かつ適正な遂行のためには、本件

委員に対する患者等からの圧力や干渉等への配慮が必要なのであって、こうした配慮を行わないのであれば、事務の遂行はおろか、委員の就任すら辞退されるおそれがある。

したがって、本件委員の氏名及び所属は、条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書ア括弧書き及び第 5 号に該当する。

2 異議申立人は、精神障害者に対する誤った認識は非公開の理由にならないと主張するが、本件処分はそもそも精神障害者に対する認識を示していない。強制入院等という事案の性質上、審査結果に対する強い不満は、一般人の感受性を基準として、患者等の立場に立った場合、誰もが抱くものである。また、患者「等」とあるように、そのような不満を抱くのは、本件患者だけでなく、その配偶者及び親権者等の保護者や、場合によっては病院関係者も含まれる。このように、本件処分は精神医療審査会の審査内容の特異性とその審査結果が患者等に及ぼす影響力の大きさを考慮して決定されたものであり、精神障害者について何ら言及していない。

3 合議体では、精神科病院の管理者から医療保護入院の届出があった時並びに措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告があった時の入院の必要性に関する審査（以下これらを「定期病状報告等に関する審査」という。）、入院中の者及びその保護者等からの退院請求並びに処遇改善請求に関する審査（以下これらを「退院請求等に関する審査」という。）、電話相談の報告に関する審査を行っており、本件配布資料②には、これらの審査に必要な個人の氏名、住所、病歴、健康状態、職業、経歴、家庭状況、認識、意見及び相談内容等の情報が詳細に記載されている。

これらの情報のうち、氏名、住所等、特定の個人を識別することができる情報が、通常他人に知られたくないものであることは言うまでもない。また、特定の個人を識別することができない情報であっても、強制入院等という事案の特異な性質を考えれば、本件配布資料②の情報を、一体として患者等の極めて機微にわたる私的な情報であると考えるのが適当であり、公にすることは、患者等の権利利益を明らかに害することになる。

また、精神医療審査会の事務は地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務であり、厚生労働省が示す事務処理の基準である「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について（精神医療審査会運営マニュアル）」によると、合議体における資料については公開しないこととされている。

したがって、本件配布資料②は、条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 7 号に該

当する。

- 4 本件患者の氏名は、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないものである。また、審査理由には本件患者の健康状態及び家庭状況等、患者等の極めて機微にわたる私的な情報が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、患者等の権利利益を害するものである。

したがって、本件患者の氏名及び審査理由は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件配布資料①のうち、本件委員の氏名及び所属、本件配布資料②並びに合議体議事録のうち本件患者の氏名及び審査理由が、条例第 7 条第 1 項第 1 号、第 5 号又は第 7 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 精神医療審査会について

当審査会の調査によると、精神医療審査会に関し、次の事実が認められる。

(1) 措置入院及び医療保護入院について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号。以下「法」という。）第22条の 3により、精神障害者を入院させる場合は本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならないと規定されている一方、措置入院及び医療保護入院についても規定されている。

ア 措置入院（法第27条及び第29条）

地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の市長が、法第 18 条第 1 項に規定する精神保健指定医（以下「指定医」という。）による診察の結果、診察を受けた者が精神障害者

であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を権限により強制的に精神科病院に入院させることができる制度である。

イ 医療保護入院（法第33条）

入院を必要とする精神障害者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にない者を対象として、本人の同意がなくても、指定医の診察及び保護者の同意があれば入院させることができる制度である。

(2) 精神医療審査会の設置根拠及び事務について

精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院中の患者の入院継続の適否又は患者等からの退院及び処遇改善の請求について、中立公正な審査を行う専門的かつ独立的な機関として、法第51条の12において準用する同法第12条に基づき、都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている。

精神医療審査会では、法第38条の3第2項及び第38条の5第2項の規定により、定期病状報告等に関する審査及び退院請求等に関する審査を行っている。

(3) 精神医療審査会の構成について

精神医療審査会の委員は、法第13条に基づき、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（指定医である者に限る。）、法律に関し学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者から構成されている。

なお、精神医療審査会は、法第14条第2項に基づき、同審査会が指名する委員5人をもって構成する合議体を設置している。個別の審査の案件はすべて合議体において取り扱い、合議体において決定された審査結果をもって、精神医療審査会の審査結果としている。

4 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 本件配布資料①について

上記3(2)及び(3)で述べたように、精神医療審査会では、個別の定期病状報告等に関する審査及び退院請求等に関する審査を合議体で行い、その結果をもって精神医療審査会の審査結果としており、全体会議においては、合議体の委員構成、開催日程、前年度の審査実績報告、その他精神医療審査会の運営に関する議事等が行われている。

本件配布資料①は、会議次第、精神医療審査会の概要、関係法令等、委員名簿及び座席表、合議体構成表（案）及び日程表（案）、前年度の合議体における審査実績報告、関係書類の作成に係る留意事項等から構成されている。

(2) 本件配布資料②について

本件配布資料②は、措置入院者の定期病状報告書、医療保護入院者の入院届及び定期病状報告、退院請求者等からの退院等の請求に関わる審査書類、電話相談記録票等から構成されている。

(3) 合議体議事録について

合議体議事録には、開催日時、会議場所、参加者及び会議の概要等が記載され、そのうち会議の概要の欄には、定期病状報告等に関する審査及び退院請求等に関する審査に係る本件患者の氏名、審査結果及び審査理由が記載されている。このうち審査理由には、本件患者の精神状況及び行動に関する詳細な判断が記載されている。

5 条例第 7条第 1項第 1号該当性

当審査会は、本件配布資料①のうち本件委員の氏名及び所属、本件配布資料②並びに合議体議事録のうち本件患者の氏名及び審査理由が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたいと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

ただし、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分については非公開情報に該当しないが、当該公務員等の氏名を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分は非公開情報に該当するとしている。

(2) 本件配布資料①のうち本件委員の氏名及び所属について

ア 本件委員の氏名は、特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。

本件委員の所属を公開すると、所属する病院、団体、機関等に照会することで特定の個人を識別し得る場合が想定されるほか、委員によっては役職名により特定の個人が識別され得る。また、本件委員のうち指定医の場合は、勤務先の病院によっては指定医の氏名を公表しているため、これを閲覧すること等により、特定の個人を識別することができる。

したがって、本件委員の所属は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであると認められるため、本件委員の所属についても、特定個人が識別され得るものであると認められる。

イ 次に、本件委員の氏名及び所属が、通常他人に知られたいと認められるか否かを判断する。

(ア) 上記 3で述べたとおり、精神医療審査会は患者の意思によらない入院や行動制限の必要性という患者の人権保護につながる極めて重い内容を審査しており、審査結果は患者等が望まない結果となることも少なくない。

(イ) また、強制入院等という事案の特異な性質上、望まない審査結果に対して患者等が強く不満を抱くことが考えられ、本件委員の氏名及び所属を公開することにより、本件委員に対し、その記載内容の真偽や詳細を確かめるために直接説明を求めたり、抗議をしたりする等、本件委員の私生活等に影響を及ぼすような紛争を生じさせるおそれがあることは否定できない。

(ウ) したがって、本件委員の氏名及び所属は、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたいと認められる。

ウ 次に、本件委員のうち指定医は、精神障害者の医療等に関する知識及び経験に基づき、随時、実施機関の指定に基づいて措置診察を行う者であることから、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第 3条第 3項第 3号に規定される特別職の地方公務員に該当する。また、本件委員のうち指定医の氏名及び所属は、法第19条の 4第 2項に規定する指定医の公務員としての職務の遂行に係る情報に該当すると認められる。

もともと、公務員等の職務の遂行に関する情報であったとしても、条例第 7条第 1項第 1号ただし書ア括弧書きの規定により、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、当該情報は非公開情報に該当することから、

本件委員の氏名及び所属がこれに該当するか否かを判断する。

(ア) 本件委員の氏名及び所属は、本件委員の氏名にその者の所属の名称が付記されたものであり、一体として公務員等の氏名に係る情報であると認められる。

(イ) また、上記イ (イ) で述べたとおり、本件委員の氏名及び所属を公開することにより、患者等が本件委員に対して直接説明を求めるなど、当該委員の私生活等に影響を及ぼす可能性があるものと認められる。

(ウ) したがって、本件委員の氏名及び所属は、公務員の職務の遂行に関する情報であるものの、本件委員の氏名及び所属を公にすることは、当該委員の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる。

エ 以上のことから、本件委員の氏名及び所属は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

(3) 本件配布資料②について

ア 本件配布資料②には、入院者の氏名及び住所等の記載があり、これらの情報は特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。

イ 次に、本件配布資料②に記載されている情報が、通常他人に知られたくないと認められるものか否かを判断する。

本件配布資料②を公開すると、入院者の生活歴、現病歴及び現在の精神状況等が明らかとなるが、これらの情報は、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

ウ また、これらの情報は、当該入院者の精神状況に関して具体的な内容を有していることから、本件患者の内面、人格に直接関わる機微にわたる私的な情報であり、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

エ したがって、本件配布資料②は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

(4) 合議体議事録のうち本件患者の氏名及び審査理由について

ア 本件患者の氏名について

(ア) 本件患者の氏名は、特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。

(イ) 次に、本件患者の氏名が、通常他人に知られたくないと認められるものか否かを判断する。

本件患者の氏名を公開すると、本件患者が措置入院又は医療保護入院をしていることが明らかとなるが、これらの情報は、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

(ウ) したがって、本件患者の氏名は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

イ 審査理由について

(ア) 審査理由には、本件患者の生活歴、現病歴及び現在の精神状況等が具体的に記載されている。

(イ) これらの情報は、本件患者の内面、人格に直接関わる機微にわたる私的な情報であり、たとえ特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

(ウ) したがって、審査理由は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

6 実施機関は、本件配布資料①のうち本件委員の氏名及び所属が条例第 7条第 1項第 5号にも該当すると主張しているが、上記 5 (2)で判断したように、本件委員の氏名及び所属は非公開とすべきであると考えるので、これについて重ねて判断する必要はない。

7 また、実施機関は、本件配布資料②が条例第 7条第 1項第 7号にも該当すると主張しているが、上記 5 (3)で判断したように、本件配布資料②は非公開とすべきであると考えるので、これについて重ねて判断する必要はない。

8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 経 過 |
|---------------------------|---|
| 平成23年12月28日 | 諮問書の受理 |
| 平成24年 1月 4日 | 実施機関に弁明意見書を提出するよう通知 |
| 2月 9日 | 実施機関の弁明意見書を受理 |
| 2月10日 | 異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知 |
| 6月20日 (第139回審査会) | 調査審議 実施機関の意見を聴取 |
| 10月24日 (第143回審査会) | 調査審議 |
| 平成25年 7月19日 (第152回審査会) | 調査審議 |
| 8月 9日 | 答申 |